○関東地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
藤沢市城南四丁目三二九番一地先から同市城南一丁目二六四四番一まで	前	三五・八四～一一三・〇〇	一・〇四五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	三八・六七～一一九・〇六	一・〇四五	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鎌倉市関谷字石原谷戸八九八番一から藤沢市城南四丁目三二九番一まで	前	〇・〇〇～八五・〇〇	五・二一五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二八・〇四～九七・六四	五・二一五	
藤沢市城南五丁目三七五番一地先から同市城南二丁目七四五番一地先まで	前	〇・〇〇～一九・〇〇	〇・六六七	
	後	二一・五〇～五七・一七	〇・六六七	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○中部地方整備局告示第二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
静岡県田方郡函南町桑原字茨ヶ平一三六四番八から三島市谷田字亀ヶ窪山二二三三番一まで	前	八・八五～一〇二・〇〇	一三・六九六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	八・八五～一〇二・〇〇	一三・六九六	
	B	一〇・五〇～三四二・七〇	四・一五五	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十日から二週間中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
静岡県田方郡函南町塚本字下島田三〇三番三から三島市川原ヶ谷字免久保七〇二番六まで	一〇・五〇～三一八・七五	七・一八四

(四) 指定する期日　平成二十六年二月十一日

○中部地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	静岡県田方郡函南町塚本字下島田三〇三番三から三島市川原ヶ谷字免久保七〇二番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年二月十一日十五時三十分

○四国地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年二月十日

四国地方整備局長　三浦　真紀

一　施行者の名称　香川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年四国地方整備局告示第四号観音寺都市計画道路事業

三　事業施行期間　自平成十五年一月二十日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十五年四国地方整備局告示第四号及び平成十九年四国地方整備局告示第九十五号の事業地に茂木町三丁目を加える。

使用の部分　変更なし

○九州地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
久留米市大橋町字常持字袋田五〇〇番一から同市田主丸町豊城字上ツブロ一八四七番二まで	前	七・〇〇～一三・〇〇	五・四五〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	二四・〇〇～七一・〇〇	〇・七二〇	
	B	七・〇〇～一三・〇〇	五・四五〇	
		二四・〇〇～七一・〇〇	〇・六九〇	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所